

県繰入金等に関する公費の配分方法について（案）

県繰入金（医療給付費の9%相当額）や国からの公費拡充分（国1,700億円ベース）について、下記のとおり配分して対応を図っていく。

1 県の繰入金の配分について

- ・ 現行の普通調整交付金（1号交付金、6%）分は、県全体の納付金を引き下げるための定率交付分とし、「1号繰入金」として現行どおり6%割り当てる。
- ・ 現行の特別調整交付金（2号交付金、3%）のうち、「事業への取組」に対する割合は、現行と同様に1%割り当て、「2号繰入金」としてインセンティブ等への評価に対して配分する。
- ・ 激変緩和には、原則として残りの2%分で対応する。

2 公費拡充に係る国の特別調整交付金の配分について

- ・ 市町村分は、そのまま市町村へ配分する。
- ・ 県分のうちの「子どもの被保険者」を対象とする分は、子どもの被保険者数に応じて、各市町村へ配分する。
- ・ 県分のうちの暫定措置（追加激変緩和）は、激変緩和のための財源に充てる。

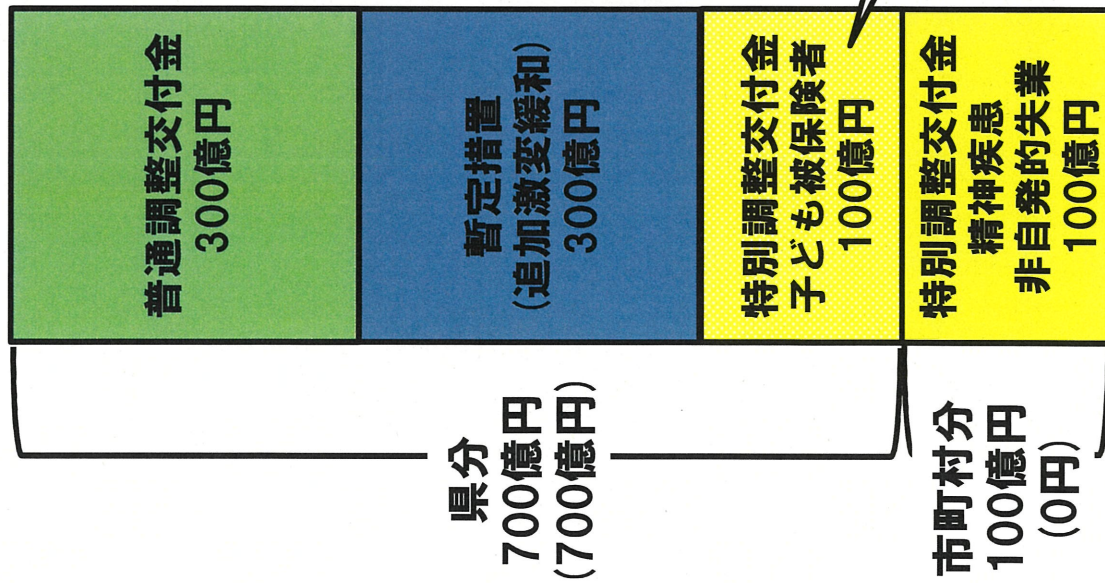
3 公費拡充に係る国の保険者努力支援制度の配分について

- ・ 市町村分は、そのまま市町村へ配分する。
- ・ 県分は、県全体の納付金から差し引く。

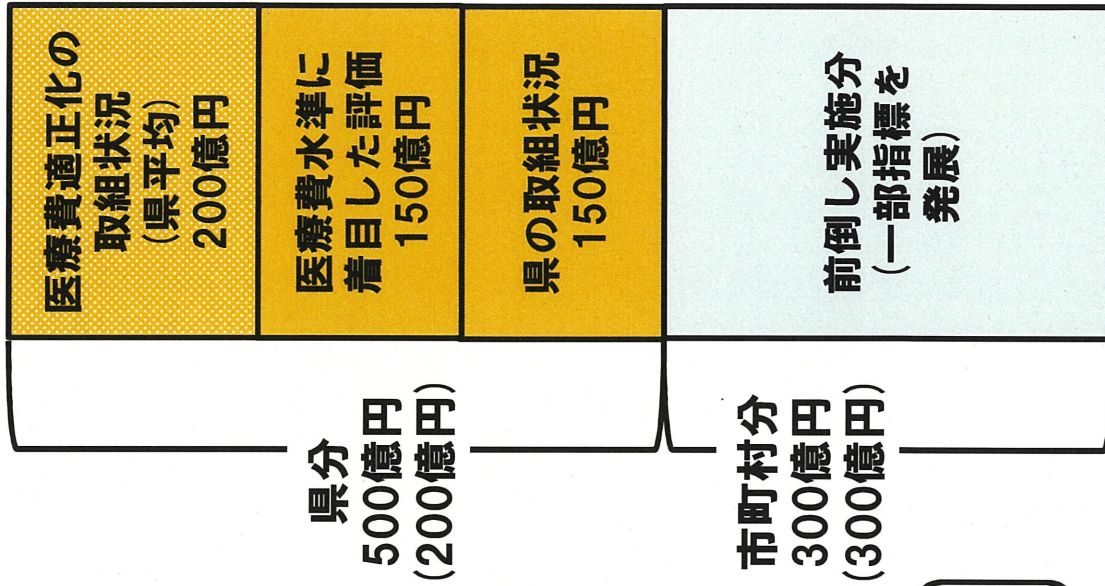
国・調整交付金と保険者努力支援制度（公費拡充分のみ）の分配イメージ

※カッコ内の数字は、第3回試算における国の公費拡充分

国・調整交付金（公費拡充分のみ）
800億円（約700億円）



保険者努力支援制度（公費拡充分のみ）
800億円（約500億円）



※金額は全国ベース